

中部大学倫理審査委員会規程

(設置)

第1条 中部大学（以下「本学」という。）で研究活動に従事する教員、学生及び研究員等（以下「研究者等」という。）が行うヒトを対象とする全ての研究（以下「研究」という。）が、「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則を定めたヘルシンキ宣言」の倫理規範を踏まえ、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「看護職の倫理綱領」及び「中部大学における人を対象とした研究に関する倫理指針」等の趣旨に沿って正しく実施され、倫理に基づいて忠実に行われることを目的として、中部大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究者等が行う人を対象とする研究について、前条に掲げられた基本的事項を審議するとともに、研究等の実施計画の内容を倫理的及び科学的観点から審査する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 担当副学長
- (2) 生命健康科学部の教授又は准教授 3～4名
- (3) 人文・社会科学分野（倫理・法律を含む）の有識者 若干名
- (4) 自然科学分野の有識者 若干名
- (5) 一般の立場の者 若干名
- (6) その他学長が指名する者

- 2 前項第3号及び第5号の委員には、本学の教職員以外の者を含めるものとする。
- 3 第1項第2号から第6号までの委員は、学長が任命又は委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 第3項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

(定足数等)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、出席者のうちに第3条第3号及び第5号の委員が2名以上含まれていなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員全員の合意によって決することを原則とする。ただし、意見の一致に

至らない場合には、出席委員の3分の2以上をもって議事を決することができるものとする。

- 3 委員は、自己が審査対象となる研究の研究責任者又は研究担当者である場合には、その審議及び採決に加わることができない。

(審査の手順等)

第6条 委員会における審査の手順及び記録の保存に関する必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(迅速審査)

第8条 委員会は、次のいずれかに該当する審査の場合には、これを委員会の下部組織等に委ね、迅速審査を行うことができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更の審査
 - (2) 共同研究であって、既に主たる研究を行う機関において倫理審査に関する委員会の承認を受けた研究計画を、本学が分担して実施しようとする場合の審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わない研究計画の審査
 - (4) 軽微な侵襲（身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものをいう。）を伴う研究であって介入を行わない研究計画の審査
- 2 前項の迅速審査を行うため、委員会の下に迅速審査委員会を置く。
 - 3 迅速審査委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学事部学事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2019 年 4 月 17 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 現委員についても改正後の第 3 条第 4 項の規定を適用する。

附 則

この規程は、2020 年 9 月 16 日から施行し、2020 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、2021 年 11 月 17 日から施行し、2021 年 6 月 30 日から適用する。